

資格確認書交付におけるフローチャート

令和6年12月2日～令和7年11月30日まで

①～③のいずれかに該当するかご確認ください。

- ① 新たに資格取得する方
- ② 保険証の紛失・毀損をした方
- ③ 保険証の記載事項（氏名など）が変更となる方

該当する

該当しない

マイナ保険証を持っていますか？

持っている

持っていない

お持ちのマイナ保険証をご利用ください。

①と③に該当する方は、健保から「資格情報のお知らせ」を交付します。

「資格確認書」を交付します。

- ①に該当する方は、資格取得届（被扶養者異動届）の、資格確認書発行要否欄にて、要否を申請し、「必要」に○をつけた場合は「資格確認書（再）交付申請書」も併せて記入し添付してください。
- ②・③に該当する方は、「資格確認書（再）交付申請書」にて交付申請してください。

現行の保険証またはマイナ保険証をご利用ください。

令和7年12月1日以降

マイナ保険証を持っていますか？

持っている

持っていない

お持ちのマイナ保険証をご利用ください。

下のいずれかに該当するかご確認ください。

- マイナンバーカードを取得していない
- マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録をしていない
- マイナ保険証の利用登録を解除した
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた
- マイナンバーカードを返納した

該当する

該当しない

申請は不要です。資格確認書が健康保険組合から自動的に交付されます。

「資格確認書(再)交付申請書」にて健保に申請してください。